

中川事務所新聞

第 1 0 8 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【定額残業代制度】

賃金の中に予め一定の割増賃金相当額を手当として支給する制度ですが、たとえこの手当を支給していたとしても、残業が多い月には不足が生じ、差額を支給する必要があります。また、最近の最高裁判決によると、定額残業代込みで基本給を定めることは法的には認められず、基本給と残業手当を明確に分ける必要があります。

なんとなく計算が簡単そうで安易に導入しそうな制度ですが、労働時間管理がきちりできない会社が導入した場合、労務ト

ラブルの原因となるので注意が必要です。

【損害保険見直しのポイント】

損害保険はそのほとんどが一年契約です。更新時期に安易に「前年同条件」とするのではなく、契約の見直しを行って少しでも保険料負担を軽減しましょう。その際、一般的に言われている見直しのポイントは以下のとおりです。

- ・まとめる
- ・補償項目を減らす
- ・保険金額を下げる
- ・免責金額を上げる
- ・自家保険の導入

最近注目の保険
「使用者賠償責任保険」
過重労働やうつ病による自殺

などで労災では支払われない慰謝料や逸失利益も補償の対象となります。

「団体長期障害所得補償保険」
従業員が病気や怪我で長期間働けなくなった場合の収入の減少を補償します。

【11月の事務予定】

- ・11月決算法人期末実地棚卸
- ・8月決算建設業決算変更届
- ・9月決算法人確定申告&納税
- ・1月決算法人中間申告&納税
- ・労働時間適正化キャンペーン
- ・税を考える週間(11/11-17)
- ・紅葉狩り



知ってお得！？金融雑学

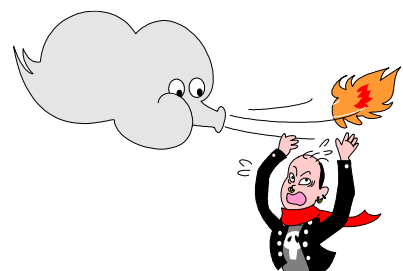
Q. スマホの料金滞納で家が買えなくなるというのは本当ですか？

A. 最近のスマートフォンは高機能化が激しく、これと裏腹に端末価格も高額となっています。携帯電話各社は2年契約の分割払いと料金値引きを組み合わせる実質的な負担を減らしているわけですが、

ここに一つ罠が潜んでいます。

端末を分割払いで購入するのは「割賦契約」に当たり、その支払状況が信用情報機関に登録されます。安易に月々の料金を滞納すると、その情報も5年間登録されます。これが俗に「ブラック」といわれるもので、各種ローンを組むときの障害となります。

住宅ローンもローンには違いないので、スマホの滞納で家が買えないというのも起こり得ることになります。



経営談義

【債務超過の解消】

債務超過 (= 貸借対照表 (B/S)で資産より負債が多い状態)では、資金調達に支障が出ることはよく知られています。倒産に非常に近い状態でもあるので、できるだけ早くこれを解消しようと誰でも考えます。それにはどのような方法があるのでしょうか？

方法は大きく二つ。一つ目は直接的に資本金を増やすこと(増資)、二つ目は利益を出すことです。増資には現金を払込む以外に種々方法があって短絡的に発想しがちな場合



もあるのですが、根本的な解決にならない場合が多いものです。

少し考えれば分かるのですが、そもそも赤字が続くといずれまた債務超過に陥ります。従って、B/Sのバランスを整えるためには、いかにして赤字体質から脱却するかを先に考えなければなりません。

先日、ある自称コンサルタントが、大幅な債務超過に陥っている会社に、社長の会社への貸付金を資本金に振り替えてB/Sを整えるという提案をしていました。この会社は経常赤字状態です。この方法と言うは易しですが、やってしまえば多大な副作用を伴います。危機的状況に追い込まれると、社長は正常な判断能力を失い、またそういうときに

限って良からぬコンサルタント等につけ込まれ、倒産を早めてしまうことにもなりかねません。

赤字状態を脱却して黒字体質にするのは、そうそう簡単なことではありません。しかし、やるべきことは単純明快です。「入りを図って、出づるを制す」を愚直に進めていくことです。状況が悪くなると物事を複雑に考えがちですが、頭を柔らかくして単純に考え、考えたら素直に実行してみましょう。



先月から私の営業車が変わりました。排気量がアップして150ccになったので、高速道路も走行可能です(実際には怖いので緊急時以外は走るつもりはありませんが)。これで西は赤穂から東は明石あたりまで二輪での移動が楽になります。

今までサブで使っていたスマホを最新型のiPhoneに変え、古いスマホを中学生の娘に渡したら、高度に使いこなしていません。電話の契約がなくても、メールや電話ができるのは驚きました。

あじなや

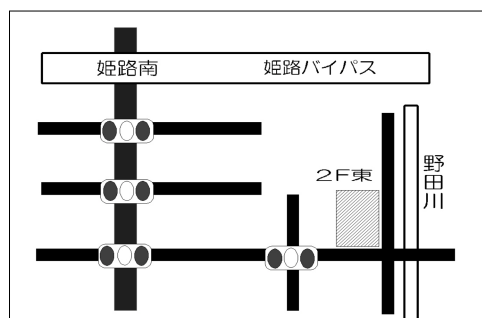
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務(問題が起こる前の対策)
- ・戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・マネジメント(経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp